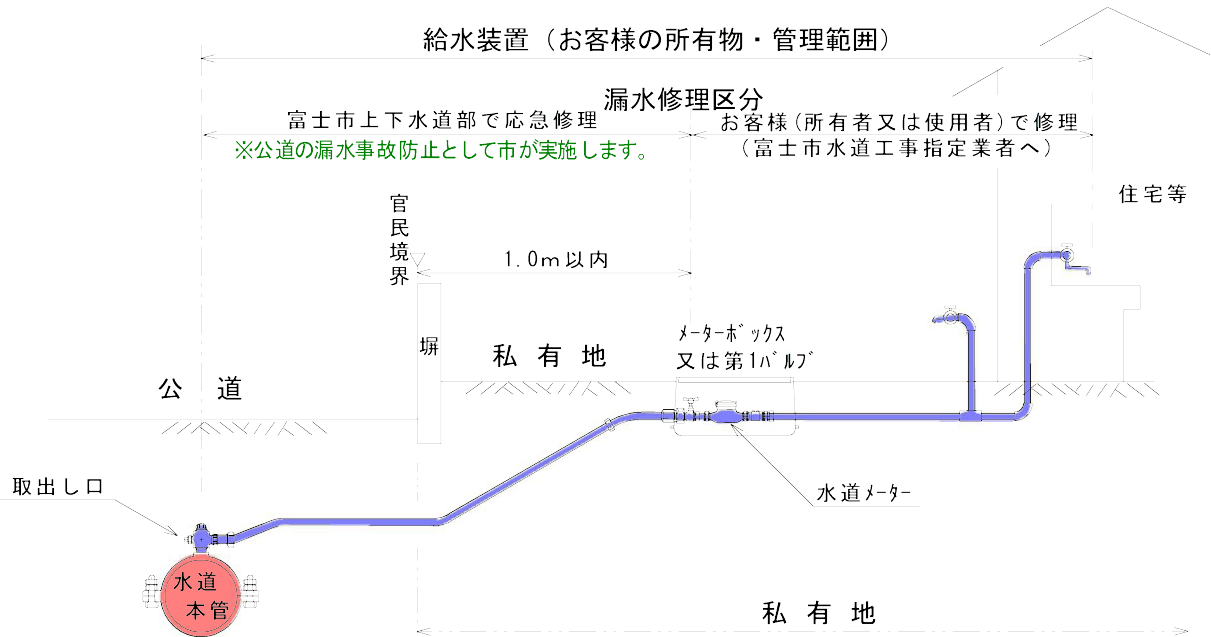


給水装置の管理区分

給水装置の水道本管の取出口から家庭の蛇口までは、お客様の所有物・管理です。建物の建替えや老朽化等で給水装置の布設替えが必要な場合は市に申し込みの上、お客様負担で工事をお願いします。漏水が発生した場合は、公道から1m以内の水道メーター又は第1バルブまでの間は、漏水事故防止のため市が応急修理を行っています。

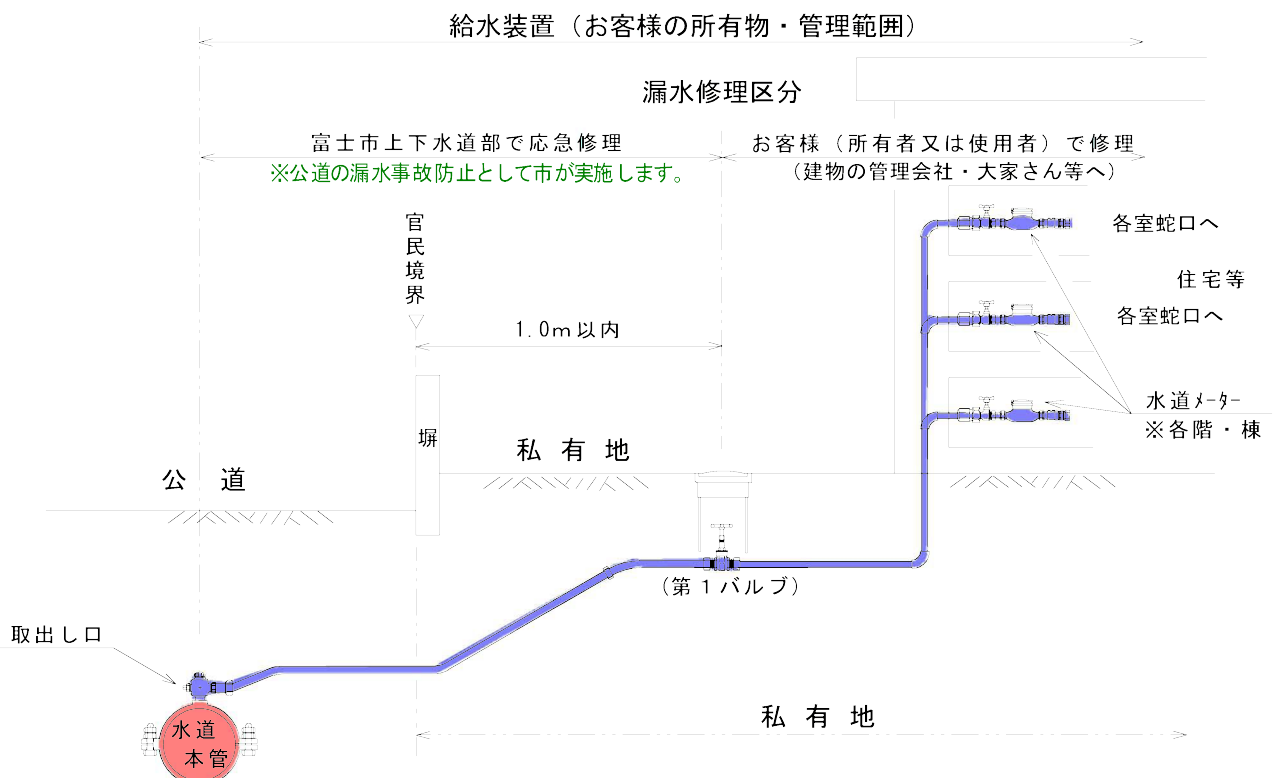
※管路上に、工作物・小屋・植木・装飾タイル等がある場合や、他人の敷地を通して布設されている場合は、市で対応できない場合があります。

1. 一般住宅



※メーター器の廃止等で給水装置が不要となる場合は、漏水防止のためお客様の負担で水道本管の取出口部を閉塞させてください。

2. アパート・共同住宅等



※メーター器の廃止等で給水装置が不要となる場合は、漏水防止のためお客様の負担で水道本管の取出口部を閉塞させてください。

※漏水の連絡先 : 富士市水道指定工事店協同組合(漏水係) TEL 67-4800 (専用電話)
 富士市水道維持課 維持担当 TEL 67-2834 (夜間・土日祭日 代表 TEL 51-0123)
 ※水道業者の紹介 : 富士市水道指定工事店協同組合(事務局) TEL 51-0863